

重 要

平成 21 年 3 月 27 日

教職員・研究者各 位

学長 薬師寺 道明

遺伝子組換え動物作成実験についての注意（通知）

現在、遺伝子組換え実験（遺伝子組換え生物等の使用等）は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（通称カルタヘナ法）により規制されています。このことをいま一度ご確認お願いいたします。

この法律の下、久留米大学に於いて遺伝子組換え実験を実施するに際して特に注意をしていただきたい点は、「遺伝子組換え生物の定義」です。この中には**動物の個体**も含まれており、当然のことですが、**トランスジェニックマウス**や**ノックアウトマウス**も含まれます。したがってこれら**遺伝子改変マウスの飼育（単に飼育室で飼育しているだけの状態）も遺伝子組換え実験に含まれています**。この点を十分ご理解いただき、久留米大学における遺伝子改変マウスの飼育に関して適正な申請（とくに申請書に明示された動物、実施期間、場所、スタッフなどと現在の実施状況の違いがないかどうか）にご協力お願いいたします。適正な申請がなされない場合は久留米大学遺伝子組換え実験規程違反となり、学内での処分（戒告、遺伝子組換え実験の停止等）に加えて、不正に行われた研究とみなされ、場合によっては論文に研究が受理された場合でも取り下げざるを得ない可能性も出てまいります。

またこれら遺伝子改変マウスの飼育を各講座の研究室内の動物飼育室等で実施する場合は特に注意してください。適切な拡散防止措置（P1A以上）が執られていない場合は明確な**法律違反**となり、実験責任者には最高で懲役または罰金刑、学長には罰金刑が科せられる可能性もあります（添付の資料を参照）。また昨年、他大学で実際起こったさらに深刻な事態として、一定期間大学全体で遺伝子組換え実験が禁止される可能性も考えられます。

添付の資料にも記載されているように具体的な例として

1. 扉を開けたままで遺伝子組換え実験をおこなった。
2. 動物実験室に逃亡防止措置（ねずみ返し）が設置されていなかった。
3. 動物実験室に「遺伝子組換え動物飼育中」の表示がなかった（実験中でもこの表示は必要）。
4. 法令に基づく、適切な拡散防止措置をとらずに遺伝子組換えマウスの運搬を行っていたためマウスが逃げ出した（実験中に逃げ出しても同様）。

などが挙げられます。

すなわち、動物実験センターから**生きている**遺伝子改変マウスを研究室に持ち出して実験する場合は運搬にも適切な拡散防止措置が必要であり、マウス実験を行う研究室にも逃亡防止措置（ねずみ返し）の設置が必須です。さらにマウスが生きている間は研究室の入り口に「遺伝子組換え動物飼育中」の表示も必要です。これらを怠ると久留米大学遺伝子組換え実験規程違反にとどまらず**法律違反**となりますので十分注意してください。